

官報

号外

平成七年六月一日

○第百三十二回 衆議院會議録 第三十二号

平成七年六月一日(木曜日)

議事日程 第二十四号

平成七年六月一日

午後一時開議

第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件(参議院送付)

災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

中曾根康弘さんから、海外旅行のため、六月十日から十八日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件(参議院送付)

治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長長の報告を求めます。農林水産委員長中西續介さん。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中西續介君登壇〕

○中西續介君 ただいま議題となりました両案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、両案件の主な内容について申し上げます。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案は、農業者年金の財政基盤の長期安定を図るための措置を講ずるとともに、農業に専従する女性の地位の明確化、若い農業者の確保、担い手農業者への農地集積の促進等の観点から、加入者の資格、経営移譲年金の支給要件等の改善を行うものとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件は、農林水産消費技術センターの配置の適正化を図るために、東京農林水産消費技術センター、仙台支所及び神戸農林水産消費技術センター岡山支所をそれぞれ本所に変更すること

について、国会の承認を求めようとするものであります。

両案件は、去る三月十七日参議院から送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十一日に質疑を行いました。

質疑終了後、まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。なお、本案に対し附帯決議が付けられました。次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件について採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

平成七年六月一日 衆議院會議録第三十二号

災害対策基本法の一部を改正する法律案についての小澤国務大臣の趣旨説明 災害対策基本法の一部を改正する法律案の趣旨
説明に対する小坂憲次君の質疑

二

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することになりました。

災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、災害対策基本法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣小澤澤さん。

(国務大臣小澤澤君登壇)

○国務大臣(小澤澤君) 災害対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めることとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充し、都道府県

公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接しもしくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、区域または道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができるといたしております。

第二に、通行禁止等が行われた場合の運転者の義務として、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止等に係る道路の区間外または道路外の場所へ移動しなければならないこととし、当該移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならないことといたしております。

第三に、警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、当該措置がとられないときは、みずからその措置をとることができることといたしております。この場合において、警察官は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができることとするものと、当該破損については、損失補償の対象とすることといたしております。

また、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、それぞれ

れ自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、またはみずから当該措置をとることができることといたしております。

第四に、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができるといたしております。

以上が、災害対策基本法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小坂憲次さん。

(小坂憲次君登壇)

○小坂憲次君 私は、新進党を代表して、ただいま提案のありました災害対策基本法の一部を改正する法律案並びに村山総理と政府の政治姿勢について質問いたします。

あの悲惨な阪神大震災の発生から五カ月近くがたとうとしております。大震災そのものが人災だったとは申し上げません。しかし、家族を亡くされた悲しみに暮れ、家を焼かれ、今なお不便な避難暮らしを余儀なくされている多くの被災者の皆さんの苦しみ、無念さを感じるとき、果たしてこれを天災だったと片づけてよいのか、一人の国民

として怒りを覚えずにはいられません。

尊敬される指導者とは、危機に際して決断のできる人であり、その決断にあくまでも責任を持つ人であります。政府の最高責任者がみずからの決断によって国民に犠牲を強いした場合、それを一生をかけて償うべき責任を負わなければなりません。その意味で、よき指導者たることは極めて厳しく困難なものであります。

しかし、阪神大震災に際しての村山総理の対応はいかがでありましたでしょうか。これは決断による犠牲、決断に伴う責任ではなく、決断しなかった、あるいはできなかったことによる犠牲であります。

総理、今回の死者、不明者合わせて五千五百四名にも及ぶ犠牲者を、あなたはすべて天災のなせるわざと強弁することができましたか。一国の最高責任者として、でき得る限りを尽くしたと、犠牲者のみたまとその御遺族と三十万人以上の被災者の方々に胸を張れるではありませんか。

初動態勢のおくれ、官僚任せの対応は、あなたの政治姿勢そのものではないですか。大震災が発生し、日本を代表する輝かしい町が一瞬にして瓦れきの山と化したとき、あなたは何を差しおいても直ちにあの現場に立つべきだったのです。これはパフォーマンズでも何でもありません。総理一人の力で救援から復旧、復興へと何から何までできないのは承知いたしております。ただ、政府の最高責任者が真っ先に現場に立ち、全世界に向けて政治

のメッセージを送ることが何よりも必要だったのではないでしようか。

新進党は、平成七年度予算、七年度補正予算に盛り込まれた震災対策について、不十分と指摘し、対案を示しながらも、可及的速やかな実施が必要であるとの観点に立って、野党として最大限の協力をしてまいりました。しかし、総理の責任問題は別であります。総理、あなたが総理としての国民に対する責任を自覚し、最高責任者としての責任のとり方がどうあるべきかを真摯に考えられるなら、これを機会に、政権維持のみを目的とした不自然な連立政権を解消し、深く職を辞するべきではありませんか。

夏の参議院選に向けて、自民、社会、新党さきがけの三党合意を見直し、新たな課題をつくるのか、共同公約にするとか、何をなしたいかも不明なまま無目的なスローガンづくりに腐心するのは本末転倒と言わなければなりません。国民が今まず望んでいるのは、無為無策のまま一年を過ごしてきた村山政権の清算であり、何もしない政治の継続ではないのであります。総理がみずからの責任をどう考えておられるのか、ここで改めて明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

総理が総理として何をされようとしているのか、一つとしてそのメッセージが伝わってこないと感じるのは我々日本国民のみではないと思ひます。

二十八日未明、ロシアのサハリン州オハ地区を

襲った大地震は、死者、不明者三千人以上と推定される大惨事です。阪神大震災の記憶も冷めやらぬ我々日本人にとって、他人事とは言えない切実な出来事であります。

この報に接し、総理として当日まずなされたことは、モスクワの日本大使館を通じて、エリツィン大統領にお見舞いを述べられたこと、国際緊急援助隊を派遣する用意があることを表明されたことのみでありました。すなわち、これは総理みずからのイニシアチブによらずとも、役人が事務的に用意した機械的な作業とも言えるわけであります。

政府がロシア政府からの回答をただ待っている間にも、民間のアジア医師連絡協議会が即座に決断し、二十九日には第一次医療チームを派遣しており、函館市など地方自治体も、即座に民間機を利用した救護物資の供与を決めているのです。ロシア政府の返答がなかったから待っていたではなく、制約があるとはいえ、総理は御自身の意見として、最大限何ができるかを考えもしなかったのではないですか。

その後、政府は千六百万円相当の第一次救護物資をサハリンに届けたとの報道もありますが、今度はエリツィン大統領が「外国からの援助は必要ない。後で北方領土を返せと言われるかもしれないからだ」と言明したと外電は伝えております。総理はこの発言をどのように受けとめられますか。ロシアの震災援助に関して総理の御見解をお

伺いたします。

次に、防衛庁長官にお伺いします。

阪神・淡路大震災に際し、百一日間の災害派遣を立派に務めた自衛隊は、救援・復旧活動に大きな役割を果たし、被災者は無論のこと、多くの国民に感謝され、信頼感を高めました。しかし、地下鉄サリン事件など、日本社会に大きな動揺を与え、日本の安全神話を根底から突き崩した一連のオウム真理教事件では、現職自衛官の関与が次々に明らかになっております。教団東京総本部への自作自演の火炎瓶投てき事件、運転免許試験場への不法侵入、陸上自衛隊空挺団長宅の盗聴事件、化学兵器関連連中や航空部隊編成表の漏えい事件、そして三菱重工の研究所への侵入事件、どれ一つをとっても到底看過することのできない深刻な事件であります。

ところが、これほどの不祥事に対しても、玉沢防衛庁長官は、辞任の必要はないとしているのみか、防衛庁長官としての責務を全うすることが私の責任だと強弁する始末であり、昨日は陸、海、空の三自衛隊員を前に訓示をされたとのことであります。

玉沢長官、あなたのなさなければならない責務とは一体何でしょうか。あなたが政治家としてしなくてはならないことは、自衛隊の規律を厳しくすることでも再発防止のマニュアルをつくることでもなく、まず辞任することによって責任の所在を明確にすることです。玉沢長官の辞任を強く求

めますとともに、今回の一連の自衛隊不祥事に対する総理と長官の御見解をお聞きいたします。

阪神大震災、そしてオウム真理教事件と、国の基盤と社会の安全を揺るがす深刻な事態に対しての総理初め政府の対応は、村山政権の無責任体質を白日のもとにさらしたというほかはありません。一体、だれが国の重要政策を立案し、だれが政治決断をし、そしてだれがその責任を負うのか、この政権は何一つ明らかにできておりません。明らかなのは、妥協に妥協を重ねた不透明な政策決定プロセスがあるということ、だれも政治決断と呼べるものは行っていないこと、そしてだれも責任をとらないということでもあります。もういいかげんにしてほしいというのが国民の率直な声なのです。このままでは国民の政治不信はますます高まるばかりで、今政治が新たに直すための第一歩は総理の退陣であることを改めて指摘しておきたいと思ひます。

さて、今回の法改正に伴う問題点について質問いたします。

総理並びに関係大臣は、本会議あるいは予算委員会など委員会の場において、答弁のたびに繰り返し総合的、万全の対応を言明してこられました。今般の改正は、今まで答弁されてきた総合的かつ万全な対策と言えるのでしょうか。もし緊急的措置の必要な事項のみとりあえず改正するというのであれば、現在検討されているその他の事項は、いつ起こるかもしれない災害の対策として緊

急的な対応の必要のない事項なのでしょいか。総理の御見解をお尋ねいたします。

今回の法改正では、都道府県公安委員会による災害時の車両の通行の禁止または制限措置の拡充を定め、あわせて警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の交通路確保のための措置を定めています。しかし、もし今回大地震と同規模の地震が屋間の大都市で起こったならば、道路は交通渋滞の車でびっしりと埋まり、障害となる車を排除し退避させる場所もないことが想定されます。

この法律が予定しているように、障害となる車両や障害物を排除し、また通行禁止などの規制措置を速やかに区域内を通行している車両に周知し、緊急通行車両の交通路を確保することが本来にできるのでしょうか。国家公安委員長の見解と決意をお聞かせください。

このような観点からすると、今回の一部改正案による対策は、相変わらずの平面的な対策のみを考えると、今回震災で指摘されたように、空からの立体的な消防・救援体制を緊急に整備せよといった要望が生かされておらず、甚だ場当たり的な対策と言わざるを得ません。

私は、二月七日の災害対策特別委員会を初めとした委員会の場において、たびたび、消防庁、海上保安庁や自衛隊、そして地方自治体の保有するヘリコプター、飛行艇など航空機を登録し、災害時に統括して運用し有効活用できるような組織、

すなわち仮称消防防災飛行隊を創設し、立体的な災害対策を直ちに整備すべきだと指摘してまいりました。今後、政府は立体的な救援・消防防災対策をどのように整備していくのか、国土庁長官にお伺いいたします。

我が党は、「防災のための5—UP作戦」と銘打って新災害対策基本政策を取りまとめ、危機管理、治安、防災対策の強化による安全国家・安心社会宣言を発表いたしました。地震国日本においては、いっどこで今回同様な悲劇が起こるかわかりません。関東大震災クラスの東海大地震が懸念される中で、今のように総理のリーダーシップも見えず、連立内閣のきしみばかりが目立つ政府・与党に万全の対策を期待することができず、ありましかうか。今この瞬間にも起こるかもしれない大地震に対し、総理は今度こそ自信と責任を持って対処できると国民の前に断言できるでしょうか。

最後に、国民のすべてが不安に思っているその心構えをお聞きし、質問を終わりたいと思います。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 小坂議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、阪神・淡路大震災への対応と私の責任についての御質問でございますが、政府といたしましては、今回の地震発生後、緊急対策本部や現地対策本部を設置するなど、政治のリーダーシップのもとにおいて政府一体となり、地元自治体とも

緊密な連絡をとりながら、被災者の救援対策と復興・復興対策に可能な限りの対応を行ってきたところでございます。また、活力ある関西圏の一日も早い再生を目指して、阪神・淡路復興対策本部や復興委員会を発足させるなど、これまでの前例にとらわれない措置をとってまいっておりますのでございます。

ただ、初期期における政府の対応につきまして、いろいろと御批判や御意見のあることは十分承知をいたしております。私も、機会あるごとに、今回の経験に照らし、見直すべきところは率直に見直してまいりたいと申し上げてきたところでございます。

このために、大規模地震発生時の第一次情報収集体制の強化と情報連絡体制の整備に関する当面の措置について本年一月に閣議決定を行ったほか、先般国会の御協力もいただきまして成立した平成七年度補正予算におきましても、地震被害の早期評価システムの開発やヘリコプターからの画像伝送システムの拡充等に要する経費を計上したところでございます。

また、各種災害対策の基本となる防災基本計画につきましては、中央防災会議に専門委員会を設置し、実践的な対応が可能となるよう見直しを行っており、近く成案を取りまとめることといたしております。災害対策全般の見直しにつきましては、現在、学識経験者等により構成される防災問題懇談会において検討が進められております。

で、本年十月をめどに結論を出すことといたしております。政府といたしましては、その結果を踏まえ、施策の充実などについて対応してまいるのでございます。

もとより、我が国は地震など各種災害に見舞われやすく、国民の生命財産を守ることは国政の基本でございます。私といたしましては、今回の経験に照らし、今後ともみずから先頭に立ってリーダーシップをとり、連立政権として全力を挙げて災害対策に取り組んでまいれる決意であります。そして、このことこそが私に課せられた責任であると考えております。

次に、一年を過ごしてきた村山政権について、私の責任をお尋ねでございますが、この内閣は、昨年六月末に成立して以来、連立与党三党の政策合意を基本として、政治改革を初め、規制緩和、特殊法人の見直し、地方分権の推進などの行政改革、税制改革、年金改革、被爆者援護法、世界貿易機関への参加など、長い間懸案となってきた困難な課題に一つ一つ区切りをつけてきたところでございます。

同時に、本年に入り、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件を初めとした相次ぐ事件の発生、急激な円高の進行など、次々と課題が山積しております。これらに全力で取り組んでいるところでございます。

こうした中で、改めてこれまでの成果を総括し、三党合意がどこまで実現できたかを検証する

必要があるのではないかと考えております。その上で、何が課題として残ったのか、これから新たに取り組むべき重点課題は何かといったことを国民の皆様にも具体的に明示をし、これらを着実に実行していくことが総理としての私に課せられた責任であると考えております。

次に、今般のサハラ北部地震についての御質問でございますが、今回の地震により非常に大きな被害と多くの死傷者が発生しております。五月二十八日には、私よりエリツイン大統領に対しお見舞いのメッセージをお伝え申し上げました。政府といたしましては、このような状況にかんがみまして、人道的見地から、全体で計十六品目、総額一億二千五百万円相当の支援物資を供与することを決定し、既に三十日、三十一日の二回にわたり、毛布、食料、人工透析器等の支援物資を函館からユジノサハリンスクに輸送し、ロシア側現地関係者に引き渡しをいたしました。

人的支援につきましては、ロシア側より、自国で対応が可能であり、当面必要はないと考えている旨の回答がございましたが、我が国といたしましては、被害状況にかんがみ、必要が生じた際には直ちに対応できる体制を整えておるところでございます。

政府といたしましては、今回の地震の被害につき今後さらに情報収集に努めるとともに、引き続きロシア側とも十分連絡をとりながら、支援物資の供与を実施していく所存でございます。

また、エリツイン大統領の発言につきまして、お尋ねがございましたが、我が国はあくまで人道的見地から誠意を持って支援を行っているのでございます。北方領土問題との関連は全くございません。もし大統領の発言が事実であるとするれば、まことに残念なことであると思います。

次に、災害対策基本法の見直しについての御質問でございますが、政府におきましては、阪神・淡路大震災を契機といたしまして、防災体制の見直しを検討しておりますが、その一環として、災害対策基本法についても総合的な見直しを検討しております。想定される見直し検討項目としては、緊急災害対策本部の組織、権限や情報伝達体制の見直し等がございますが、その多くは防災体制の基本的なあり方にかかわるものであり、防災問題懇談会での議論を踏まえた上、十分な検討が必要であると考えております。

しかしながら、今回は、再び大規模災害が発生した場合に、直ちに人命救助等に影響が生じるおそれがあり、緊急に対応すべきものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものでございます。今後は、その他の項目についても、必要な検討を経て適切に対処し、災害対策に万全を期してまいりたいと考えています。

次に、一連の自衛隊の不祥事についての御質問でございますが、オウム真理教に絡んだ反社会的な事件に現職自衛官が関与していたことは、内閣総理大臣といたしましてもまことに残念で、遺憾な

ことでございます。私からは、防衛庁長官に對しまして、今後とも引き続き規律厳正なる部隊を保持し、文民統制に基づいた、国民に奉仕し信頼される自衛隊を確立するよう申し伝えたいところでございまして、防衛庁長官としての責務を全うしていただきたいと考えております。

次に、いつ起きるかもしれない今後の大地震に對する対処についてのお尋ねでございますが、冒頭申し上げましたように、政府といたしましては、今回の地震発生後、政治のリーダーシップのもと政府一体となって、被災者の救援対策と復興・復興対策に可能な限りの対応を行ったところでございます。

ただ、今回の経験に照らしまして、見直すべきところは率直に見直すとの観点から、大規模地震発生時の第一次情報収集体制の強化と情報連絡体制の整備に関する当面の措置について閣議決定を行ったほか、平成七年度補正予算においても必要な措置を講じたところでございます。また、各種災害対策の基本となる防災基本計画につきましても、実践的な対応が可能となるよう見直しを行っており、さらに、災害対策全般の見直しにつきま

しては、防災問題懇談会において検討が進められております。政府といたしましては、今後ともみずから先頭に立ってリーダーシップをとり、全力を挙げて災害対策に取り組んでまいりたい所存でございます。御理解を賜りたいと存じます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。

以上です。(拍手)

〔国務大臣玉沢一郎君登壇〕
○国務大臣(玉沢一郎君) 私に對する質問についてお答えをいたします。

オウム真理教に絡んだ反社会的な事件に現職自衛官が関与していたことは、国民の生命と安全を守るべき自衛官としてあるまじき行為であり、懲戒処分にした自衛官が五名に上ったことはまことに残念であります。

今後は、このような反社会的な集団が自衛官をどのような意図を持って活動に關与せしめようとしていたかという点も含め調査を行うとともに、みずから手厳しく律することにより、規律厳正なる部隊を保持し、国民に信頼される自衛隊を確立していくことが私の責務であり、辞任によってその責務を放棄することは毛頭考えておりません。

昨日は、厳正なる規律の保持について全国の自衛隊員に對して訓示するとともに、隊員教育上の措置及び服務指導上の措置等を講ずる旨の防衛庁長官通達を發したところであります。

今後、私もみずから陣頭に立ちまして、日本の民主主義を守り、平和と安全を破壊しようとする反社会的な集団との戦いをさらに続けてまいりたい決意であります。

以上です。(拍手)
〔国務大臣小澤登雄君登壇〕
○国務大臣(小澤登雄君) お答えをいたします。

立体的な救援・消防防災対策の整備についてのお尋ねでございます。

政府におきましては、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、防災体制全般についての見直しを検討いたしております。平成七年度補正予算におきましても、警察における広域緊急援助隊創設関係資機材等の整備、緊急消防援助隊創設関係資機材の整備、ヘリコプター、ヘリテレビ、ヘリポートの整備等に要する経費を計上いたしておるところであります。

御指摘の立体的な救援・消防防災対策につきましては、その効果、問題点等を、関係省庁とも密接な連携を保ちつつ、慎重に検討していくことが必要であると考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇)

○国務大臣(野中広務君) 小坂議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど総理からも答弁申し上げましたとおり、災害対策基本法の基本的な見直しにつきましては、現在鋭意検討中でございます。防災問題懇談会での十分な議論を踏まえ、行うものと承知をいたしております。しかしながら、阪神・淡路大震災におきまして、御承知のとおり、道路上の放置車両等の除去等につきまして十分な対応が困難であり、このため災害応急対策の迅速な実施に著しい支障を来したところでございます。このような問

題は、現行法制上の運用では対応が困難でございますので、議員も御指摘になりましたように、いつ起こるかわからない災害に対する対応策として、今回、国会に法改正をお願いしたところでございます。

御指摘の、車が退避する場所がないと想定される場合におきましては、今回の改正によりまして車両の運転者の義務が規定されたことから、道路外へ退避できない場合におきましては、そのような場合におきましても左端に沿って駐車をされることとしておるところでございます。このことによりまして、緊急通行車両が通行するための一車線は何とか確保できるものと考えております。

通行車両への規制の周知につきましては、ラジオ等による広報のほか、規制区域入り口付近やその道路での立て看板、垂れ幕、情報板、警察の車両による広報、現場警察官の広報等を行いまし、徹底を図っていきたくと考えております。

また、緊急通行車両の通行の妨害となるような車両があります場合には、今回の改正によりまして新設されました警察官の措置命令や警察官みずからの措置により、緊急通行路の確保を図ってまいる所存であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
農林水産大臣 大河原太一郎君
国務大臣 小澤 潔君
国務大臣 玉沢徳一郎君
国務大臣 野中 広務君

出席政府委員

警察庁交通局長 田中 節夫君
国土庁防災局長 村瀬 興一君

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る五月三十日、国会において承認することを経済した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便為替に関する約定の締結について承認を求め

めるの件
郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成六年度環境の状況に関する年次報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく平成七年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書

(通知書受領)

一、昨五月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、昨五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農産物検査法の一部を改正する法律

保険業法

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

一、昨五月三十一日、戸張参議院事務総長から谷

事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員北村哲男君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

会田 長栄君

(議席変更)

一、去る五月三十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 六 川端 達夫君
- 一〇 近藤 豊君
- 一一 太田 誠一君
- 一五 山口 敏夫君
- 一六 榎崎弥之助君
- 二二 金田 誠一君
- 二二 牧野 聖修君
- 二三 堀込 征雄君
- 二八 岡崎 宏美君
- 二九 大矢 卓史君
- 三〇 土肥 隆一君
- 三一 吉岡 賢治君
- 三七 小森 龍邦君
- 三八 海江田万里君
- 三九 後藤 茂君
- 四〇 山花 貞夫君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

大矢 卓史君

補欠

吉岡 賢治君

商工委員

辞任

土田 龍司君

補欠

山本 幸三君

前島 秀行君

竹内 猛君

牧野 聖修君

海江田万里君

山本 幸三君

土田 龍司君

竹内 猛君

前島 秀行君

海江田万里君

牧野 聖修君

建設委員

辞任

山本 幸三君

補欠

土田 龍司君

土田 龍司君

山本 幸三君

吉岡 賢治君

堀込 征雄君

安全保障委員

辞任

不破 哲三君

補欠

東中 光雄君

予算委員

辞任

矢島 恒夫君

補欠

不破 哲三君

決算委員

辞任

金田 誠一君

議院運営委員

辞任

野田 佳彦君

補欠

長浜 博行君

野田 佳彦君

長浜 博行君

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

枝野 幸男君

補欠

高見 裕一君

高見 裕一君

枝野 幸男君

農林水産委員

辞任

木幡 弘道君

補欠

鮫島 宗明君

遠藤 登君

池田 隆一君

辻 一彦君

山本健治郎君

鮫島 宗明君

木幡 弘道君

池田 隆一君

遠藤 登君

山本健治郎君

辻 一彦君

商工委員

辞任

牧野 聖修君

補欠

海江田万里君

海江田万里君

牧野 聖修君

労働委員

辞任

上田 勇君

補欠

山本 幸三君

建設委員

辞任

山本 幸三君

補欠

上田 勇君

山本 幸三君

上田 勇君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

古堅 実吉君

補欠

吉井 英勝君

古堅 実吉君

吉井 英勝君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

古堅 実吉君

七

平成七年六月一日 衆議院会議録第三十二号 議長の報告

認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨五月三十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、昨五月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農産物検査法の一部を改正する法律案
保険業法案

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「農地等の面積を」農地等(耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される農地等で政令で定めるもの(以下「特定農地等」という。)を除く。)の面積(共有に係る農地等(使用収益権の共有に係るものを含む。))にあつては、当該農地等の面積にその共有持分の割合を乗じて得た面積。次条第一項において同じ。に改める。

第二十三條第一項第一号中「あるもの」の下に「(当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。)」を加え、同項第四号中「同条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者に限る。」「を(当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。))のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積に満たない者

ロ 前条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者

第二十三條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「基つて耕作若しくは養畜の事業を行う者」の下に「(当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。)」を加え、「前二号を」第一号若しくは前号」に改め、「政令で定める要件に該当

するもの」のうちを削り、同号を同項第四号とし、同項第三号中「行う農業生産法人」の下に「(所有権又は使用収益権に基つてその事業に供する農地等のすべてが特定農地等である農業生産法人を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、政令で定める要件に該当するものをいう。)(以下この号において「被保険者等」と総称する。)の配偶者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行うもの(当該被保険者等又は当該配偶者の所有権又は使用収益権に基つてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上である者に限る。))のうち、その事業に常時従事する政令で定める者(前条第一項に規定する者又は前号に掲げる者に該当する者を除く。)

第二十四條の次に次の一条を加える。
(資格に係る申出)

第二十四條の二 農業者年金の被保険者(第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者を除く。))は、その資格を取得した後、同号に該当するに至つたときは、基金に対し、主務省令で定めるところによ

り、その旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出があつたときは、当該申出をした者は、第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者とみなす。

第二十五條第七号中「第四十一條第一号を」第四十一條第一項第一号に改め、同条第八号中「農地等」の下に「(特定農地等を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第十号中「第二十三條第一項第三号を」第二十三條第一項第四号に、同号イ及びロ中「第二十三條第一項第二号を」第二十三條第一項第三号に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第二十三條第一項第二号を」第二十三條第一項第三号に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く。))にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき。

イ 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者でなくなつたとき。

ロ その配偶者が前号又は次号に該当するに至つたとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権

に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。

第二十六條第一項及び第二項並びに第二十六條の二中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十七條第一項及び第二十八條第一項第一号中「農地等の」を「農地等(特定農地等を除く。)」の「に改める。

第三十四條の二第二項中「平成二年」を「平成七年」に改める。

第四十一條に次の二項を加える。

2 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の経営移讓年金を支給する。

一 保険料納付済期間等が十五年以上二十年未満であること。

二 疾病又は負傷により政令で定める程度の障害の状態にあること。

三 六十五歳に達する日前に前項第一号又は第二号の経営移讓をしたものであること。

3 保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた日から六十五歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十五歳に達する日の前日において同号に該当しなく

なつたとすれば、第二十二條第二項第三号から第六号までに規定する短期被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業生産法人構成員期間又は特定被用者年金期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、第二項の経営移讓年金の支給要件たる同項第二号の保険料納付済期間等に算入する。

第四十二條の二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(その配偶者が、第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて、かつ、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が同条第一項第一号の政令で定める面積に満たないものである者に限る。以下「特定経営移讓者」という。及びその配偶者(以下「特定経営移讓配偶者」という。))についての第四十一條第一項第一号又は第二号の経営移讓とは、前条の規定にかかわらず、基準日においてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等(特定経営移讓者及び特定経営移讓配偶者が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものに限る。))について、特定経営移讓者及び特定経営移讓配偶者が、その合意に基づいて、同条(同条第一項第一号を除く。)の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移轉し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小することをいうものとする。

に改め、同条第三号中「前条」を「第四十一條」に改める。

第四十二條第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同項第一号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第二号イ中「未滿の者」の下に「経営移讓者の配偶者及び」を加え、「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に改め、「という。」の下に「新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行うとする者で政令で定める要件に該当するもの(経営移讓者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。)」を加え、「農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する農地保有合理化法人」に改め、同号ロ中「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に改め、「その者」の下に「又はその配偶者(譲受資格被保険者を除き、政令で定める者に限る。)」を加え、同項第三号イ中「(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業を(個人(農業者年金の被保険者を除く。))にあつては、耕作又は養畜の事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三條中「行なう」を「行う」に、「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に、「前条」を「第四十二條」に改め、同条第一号中「前条第一項第二号イ」を「第四十二條第一項第二号イ」に改め、同条第二号中「前条」を「第四十二條」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の加算の要件に該当する経営移讓とは、第四十二條から第四十三條までに規定する経営移讓のうち、次の各号(政令で定めるやむを得ない事由により第一号の要件に該当しない者については、同号を除く。)に掲げる要件に該当することとする。

一 当該経営移讓に係る農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積(第四十三條に規定する経営移讓にあつては、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の合計面積をその組合員又は社員(の総数で除して得た面積を含む。))の合計が政令で定める面積以上であること。

二 当該経営移讓に係る農地等(第四十二條第一項第三号の規定に該当して同号ロに掲げる者に対し所有権若しくは使用収益権の移轉又は使用収益権の設定が行われた農地等のうち政令で定める面積以下のもの及び同項第四号

に改め、同条第三号中「前条」を「第四十一條」に改める。

の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く。のすべてが次のイからハまでに掲げる農地等のいずれかに該当すること。

イ 第四十二条第一項第二号イに掲げる者（個人）農業者年金の被保険者を除く。にあつては、耕作又は養畜の事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。又は同号ロに掲げる者（農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養畜の事業に常時従事する政令で定める者に限る。）（以下「特定譲受者」と総称する。）に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等

ロ 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等

ハ 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等又は第四十二条第五項の政令で定める農地等

三 当該経営移譲に係る農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しが特定譲受者に対する譲渡であること。

第四十四条に次の二項を加える。

3 特定配偶者期間を有する受給権者（第五十四条の規定により死亡一時金の支給を受けた者を除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「保険料納付済期間の月数」とあるのは、「保険料納付済期間の月数と特定配偶者期

間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数」とする。

4 受給権者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一項第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二條第一項第二号ロに掲げる者のうち特定譲受者以外の者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額を第一項第一号に掲げる額に同項第二号に掲げる額を加算した額に改定する。

一 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の全部の返還を受けて、その返還に係る農地等の全部又は当該農地等のうち第四十二條第一項第四号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、特定譲受者（同項第一号イに掲げる者に限る。）に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。

二 当該使用収益権の設定を受けた者がその返還の時に第四十二條第一項第三号ロに掲げる者に該当している場合であつて、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等の返還を受けて、その返還に係る農地等のすべてについて、特定譲受者（同号イに掲げ

る者に限る。）に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。

第四十六條第二項第一号中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一号」に改め、同項第三号中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一号」に改め、「掲げる者」の下に（以下この項において「譲受後継者」という。）を加え、「一部の」を「全部又は一部について」に、「場合その他の」を「こと又は使用収益権の移転若しくは設定があつたことにより、譲受後継者に対して、当該農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合であつて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 受給権者が、特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者である場合には、そのいずれかの者（当該受給権者以外の者に限る。）が、譲受後継者に対して使用収益権を設定した農地等につき前号の政令で定める要件に該当する者となつたとき。

第四十六條第三項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一号」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第四十四條第四項第一号又は第二号の特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定することにより同項の規定の適用を受けた受給権者について準用する。この場合において、前項中「経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号

の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合」とあるのは、「第四十四條第四項の規定の適用を受けた受給権者が、同項第一号又は第二号の特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合」と読み替へるものとする。

2 第四十一條第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の経営移譲年金の支給要件たる同項第二号の」とあるのは、「第四十七條第一項の農業者老齢年金の支給要件たる同項の」と読み替へるものとする。

第四十八條中「七百九十九円」を「八百九十三円」に改める。

第五十一條中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一号」に、「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。

第五十二條中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十四條第四項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号に掲げる額に同項第二号に掲げる額を加算した額」とあるのは、「第五十二條第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる額と第一項第一号に掲げる額とを合算した額に

同条第一項第二号又は同条第二項第二号に掲げる額及び第一項第二号に掲げる額を加算した額」と読み替へるものとする。

第五十八條の次に次の一条を加える。

(支給の調整)

第五十六條の二 第五十五條の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第四十四條第三項の規定の適用を受ける経営移讓年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と当該経営移讓年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

第八十三條第一項中「者で離農希望者」の下に

「又は第四十四條第四項第一号若しくは第二号に規定する農地等の所有権の移轉を行おうとする経営移讓年金に係る受給権者(以下この項において「離農希望者等」という。)」を加え、「離農希望者が」を「離農希望者等が」に改める。

第一百條中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

附則第十一條第一項中「者を除く。」の下に「又は経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない農業者年金の被保険者(政令で定める要件に該当する者に限る。)」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四十四條、第四十九條の二、第五十二條関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六十一歳未満	七百七十七円	二百五十八円	五百十八円
六十一歳以上六十二歳未満	八百七十円	二百九十円	五百八十円
六十二歳以上六十三歳未満	九百六十四円	三百一十一円	六百四十三円
六十三歳以上六十四歳未満	千七十一円	三百五十七円	七百十四円
六十四歳以上六十五歳未満	千百九十二円	三百九十七円	七百九十五円
六十五歳	千三百三十九円	四百四十六円	八百九十三円

別表第二を次のように改める。

別表第二(第五十四條、第五十八條関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上 四年未満	一七〇、〇〇〇円
四年以上 五年未満	二二六、〇〇〇円
五年以上 六年未満	二八〇、〇〇〇円

六年以上 七年未満	三六六、〇〇〇円
七年以上 八年未満	四五〇、〇〇〇円
八年以上 九年未満	五三三、〇〇〇円
九年以上 一〇年未満	六一九、〇〇〇円
一〇年以上 一一年未満	七〇三、〇〇〇円
一一年以上 一二年未満	七八九、〇〇〇円
一一年以上 一三年未満	八七一、〇〇〇円
一一年以上 一四年未満	九五六、〇〇〇円
一一年以上 一五年未満	一、〇四〇、〇〇〇円
一一年以上 一六年未満	一、一二四、〇〇〇円
一一年以上 一七年未満	一、二〇九、〇〇〇円
一一年以上 一八年未満	一、二九三、〇〇〇円
一一年以上 一九年未満	一、三七八、〇〇〇円
一一年以上 二〇年未満	一、四六二、〇〇〇円
一一年以上 二一年未満	一、五四六、〇〇〇円
一一年以上 二二年未満	一、六三〇、〇〇〇円
一一年以上 二三年未満	一、七一六、〇〇〇円
一一年以上 二四年未満	一、七九九、〇〇〇円
一一年以上 二五年未満	一、八八三、〇〇〇円
一一年以上 二六年未満	一、九六八、〇〇〇円
一一年以上 二七年未満	二、〇五二、〇〇〇円
一一年以上 二八年未満	二、一三八、〇〇〇円
一一年以上 二九年未満	二、二二二、〇〇〇円
一一年以上 三〇年未満	二、三〇五、〇〇〇円
一一年以上 三一年未満	二、三八九、〇〇〇円
一一年以上 三二年未満	二、四七三、〇〇〇円
一一年以上 三三年未満	二、五五八、〇〇〇円
一一年以上 三四年未満	二、六四三、〇〇〇円
一一年以上 三五年未満	二、七二八、〇〇〇円
一一年以上 三六年未満	二、八一三、〇〇〇円
一一年以上 三七年未満	二、八九五、〇〇〇円
一一年以上 三八年未満	三、〇七九、〇〇〇円
一一年以上 三九年未満	三、一六五、〇〇〇円
一一年以上 四〇年未満	三、二四九、〇〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定並びに附則第十三条から第十五条まで及び第二十六条の規定は、平成九年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。
二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。
三 平成二年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)をいう。

四 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。
五 平成六年基準物価上昇比率 平成六年の物価指数に対する平成七年の物価指数の比率をいう。

六 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 その

れぞれ平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

七 旧経営移譲年金 平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。

(被保険者等の配偶者に係る保険料納付済期間等に関する経過措置)

第三条 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(新法第二十三条第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。)(次項において「被保険者等」と総称する。)(の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(において四十歳を超えるもの(次項において「特例配偶者」という。))について次の表の上欄に掲げる新法の規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、特例配偶者期間を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用については、必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。

第二十二條第二項(第二十三條第三項において準用する場合を含む。)	次に掲げる期間を合算した期間
第二十三條第二項第三号、第二十五條第四号及び第五号、第二十六條第一項及び第四項(第二十六條の二第五項第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。)(第二十六條の二第六項において準用する場合を含む。)(第二十六條の二第七項から第四項まで、第二十六條の三第一項、第二十四條第一項並びに第四十七條第一項並びに附則第一條第一項)	保険料納付済期間等
第二十八條第一項第二号	第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間

2 前項の特例配偶者期間とは、次の各号に掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいうものとする。

一 二十年から新法第二十二條第二項第一号から第六号までに掲げる期間を合算した期間(その合算した期間が二十年を超える場合には、二十年)を控除して得た期間

二 被保険者等の農業者年金の被保険者期間(施行日の属する月の前月までの期間に限る。)(のうち、特例配偶者が当該被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間(その期間が十年を超える場合には、十年))

(資格の喪失に関する経過措置)

第四条 新法第二十五條第八号から第十一号までの規定は、施行日以後に最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施行日前に農業者年金の被保険者であつた者については、なお従前の例による。

(経営移譲年金の支給要件に関する経過措置)

第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者についての新法第四十一條第三項(新法第四十七條第二項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、新法第四十一條第三項中「六十五歳に達する日」とあるのは、「六十五歳に達する日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日以後の日に限る。)」とする。

(経営移譲等に関する経過措置)

第六条 新法第四十二條第一項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十四條第二項の規定は、施行日以後に最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施行日前に農業者年金の被保険者であつた者については、なお従前の例による。

3 新法第四十四條第三項の規定は、施行日以後に死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で新法第二十二條第二項第七号の政令で定めるもの(以下この項において「被保険者等」という。)(の死亡の時にその配偶者であつた者について適用し、施行日前に死亡した被保険者等の死亡の時にその配偶者であつた者については、なお従前の例による。

4 新法第四十四條第四項(新法第五十二條第三項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日以後に新法第四十四條第四項第一号又は第二号に規定する農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合について適用し、施行日前に農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合については、なお従前の例による。

5 旧経営移譲年金に係る受給権者についての新

法第四十四条第四項(新法第五十二條第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十六條第二項第三号及び第四項の規定の適用については、当該旧経営移讓年金に係る受給権者を新経営移讓年金に係る受給権者とみなして、これらの規定を適用する。

第七條 新法附則第十一條第一項の規定は、施行日以後に経営移讓をした者について適用し、施行日前に経営移讓をした者については、なお従前の例による。

(年金給付の額の改定の特例)

第八條 年金たる給付の額については、平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、平成八年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

(新経営移讓年金の額についての経過的特例)

第九條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第二欄中「七百七十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「八百七十円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「九百六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千七百一十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千九百九十二円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百三十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「四百四十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

二欄中「千三百三十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第七欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

3 附則別表第二の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第三欄中「二百五十八円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「二百九十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百三十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十二円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「四百四十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額とする。

百五十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「四百四十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

4 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十條 附則別表第三の上欄に掲げる者については、新法第四十八條中「八百九十三円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは「下欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十一條 附則別表第四の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第四欄中「五百十八円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百八十円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「六百四十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百九十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「八百九十二円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第七欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

は「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(国庫補助等)

第十二条 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び平成二年改正法附則第十六条に規定する額

平成八年度	四百五十六億円
平成九年度	四百十七億円
平成十年度	四百三億円
平成十一年度	四百六億円
平成十二年度	四百二十六億円

2 平成九年度から平成十二年度までの間において新法第三十四条の二(平成二年改正法附則第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときには、当該措置が講ぜられた年度以降平成十二年度までの前項の表の上欄に掲げる

を負担し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金(以下「新旧経営移譲年金」という。)の給付に要する費用の額の一部として、平成八年度から平成十二年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額(平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。)を補助する。

各年度に応じ同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額)については、当該措置により新旧経営移譲年金の給付に要する費用が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定す

るものとする。

3 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び平成二年改正法附則第十六条に規定する額を負担し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成十三年以降以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする。

(保険料の額の特例)

第十三条 平成九年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 平成九年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあっては、一月につき一万八千

平成十年一月から同年十二月までの月分	一万九千二百六十円	平成九年
平成十一年一月から同年十二月までの月分	二万六十円	平成十年
平成十二年一月から同年十二月までの月分	二万八千六十円	平成十一年
平成十三年一月から同年十二月までの月分	二万六千六百六十円	平成十二年

2 三十五歳未満の農業者年金の被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「一万八千四

百六十円」とあるのは「一万三千百八十円」と、同項第二号の表中「一万九千二百六十円」とあるのは「一万三千七百五十円」と、「二万六十円」とあるのは「一万四千三百二十円」と、「二万八百

四百六十円(平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、一万八千四百六十円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)二 平成十年一月から平成十三年十二月までの月分の保険料の額にあっては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(同表の下欄に掲げる年までの間において新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額))

六十円とあるのは「一万四千九百円」と、「二万六千六百六十円」とあるのは「一万五千四百七十円」とする。

3 平成十四年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。

4 前項の規定による保険料の額は、新法第六十五条第三項の規定にかかわらず、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額(平成二年改正法附則第十六条の規定による国庫負担の額を含む。)及び新法附則第十條の二第一項の規定による国庫補助の額(平成二年改正法附則第十七條及び前条第三項の規定による国庫補助の額を含む。)に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第十四条 平成八年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての新法第五十四條の規定の適用については、同条第一号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは「農業者年金

基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第八号)附則第十五条各号に掲げる額を合算した額」とする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第十五条 平成八年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による年金たる給付(以下単に「年金給付」という。)の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあっては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた年金給付の総額(支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除

して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十六年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十二年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

下欄に掲げる額に、平成四年一月から平成八年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

六 基礎納付済期間についての新法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成九年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

(年金給付に関する経過措置)

第十六条 平成八年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第五項の表中「第四十七條」を「第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項」に改める。

第二十條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に、「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十一條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項第一号中「(法第二十二條第一項を(法第十九條第一項第二号に改め、同條第六項の表中「第四十一條各号並びに第四十七條を「第四十一條並びに第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項に改め、同條第八項中「第四十七條を「第四十七條第一項に、「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に、「第二十三條第一項第二号」を「第二十三條第一項第三号」に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第二十三條第一項第三

号」を「第二十三條第一項第四号」に改める。

第二十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の表中「第四十七條を「第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項に改める。

附則第十五條第二項中「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に改める。

第二十五條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

附則第十一條第一項中「第四十一條各号」を「第四十一條第一項各号」に改め、同條第三項中「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年の物価指数に対する平成七年の物価指数の比率が「に、「平成元年の」を「平成六年の」に、「平成二年」を「平成七年」に、「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年基準物価上昇比率」に、「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年基準物価上昇比率」に改める。

附則第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條及び第十三條 削除

附則第十四條第二項の表を次のように改める。

旧法第四十四条第一項第一号、旧法第五十二條第一項第一号及び第二項第一号並びに附則第二十九條の規定による改正前の昭和六十一年改正法（以下、旧六十一年改正法という。）附則第十條第一項	千六百七十五円	二千四百四十九円
旧法第四十四条第一項第二号、旧法第四十八條、旧法第五十二條第一項第二号及び第二項第二号イ、旧法第六十年改正法附則第十條第一項並びに旧六十一年改正法附則第十三條第一項	五百五十八円	七百十六円
旧法第四十四条第一項第三号、旧法第五十二條第一項第三号及び第二項第三号イ並びに旧六十一年改正法附則第十條第一項	百六十八円	二百十五円
旧法第四十四条第一項第四号、旧法第五十二條第一項第四号及び第二項第四号イ並びに旧六十一年改正法附則第十條第一項	五十五円	七十二円
旧六十一年改正法附則第十條第二項	昭和六十年	平成七年
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	昭和五十八年度	平成六年
旧六十一年改正法附則別表第一の第二欄	昭和五十八年度 昭物価上昇比率	平成六年基準物価 上昇比率
	昭和五十八年度 昭物価上昇比率	平成六年基準物価 上昇比率
三千七百十円	三千八百二十円	平成六年
三千五百二十五円	三千六百二十九円	平成七年
三千二百五十三円	三千三百九十円	
二千九百九十四円	三千百五十五円	
二千七百四十五円	二千九百二十七円	
二千五百七円	二千七百五円	
二千四百四十四円	二千六百六十八円	
二千三百八十一円	二千六百二十七円	
二千三百一十一円	二千五百九十一円	
二千二百六十二円	二千五百五十三円	
二千二百六円	二千五百十九円	
二千一百五十円	二千四百八十一円	
二千九十六円	二千四百四十七円	
二千四十四円	二千四百十円	

旧六十年改正法附則別表第一の第三欄

旧六十年改正法附則別表第一の第四欄

千九百九十二円	二千三百七十五円
千九百四十四円	二千三百四十四円
千八百九十五円	二千三百九円
千八百四十八円	二千二百七十五円
千八百四円	二千二百四十四円
千七百五十九円	二千二百一十一円
千七百十六円	二千八百八十円
百八十五円	百九十一円
三百六十一円	三百七十七円
五百二十八円	五百五十七円
六百八十六円	七百三十二円
八百三十六円	九百一円
八百十五円	八百八十九円
七百九十四円	八百七十五円
七百七十三円	八百六十三円
七百五十四円	八百五十一円
七百三十五円	八百三十九円
七百十七円	八百二十七円
六百九十九円	八百十六円
六百八十一円	八百三円
六百六十四円	七百九十二円
六百四十八円	七百八十一円
六百三十二円	七百六十九円
六百十六円	七百五十八円
六百一円	七百四十八円
五百八十六円	七百三十七円
五百七十二円	七百二十七円
三百七十一円	三百八十二円

旧六十年改正法附則別表第一の第五欄

三百五十三円	三百六十三円
三百二十五円	三百三十九円
二百九十九円	三百十五円
二百七十五円	二百九十三円
二百五十一円	二百七十一円
二百四十四円	二百六十七円
二百三十九円	二百六十三円
二百三十二円	二百五十九円
二百二十七円	二百五十五円
二百二十一円	二百五十二円
二百十五円	二百四十八円
二百十円	二百四十五円
二百五円	二百四十一円
二百円	二百三十八円
百九十四円	二百三十五円
百九十円	二百三十一円
百八十五円	二百二十七円
百八十一円	二百二十四円
百七十六円	二百二十一円
百七十二円	二百十八円
十八円	十九円
三十六円	三十八円
五十三円	五十六円
六十八円	七十三円
八十三円	九十円
八十二円	八十九円
七十九円	八十七円
七十七円	八十六円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

七百五十円	八十五円
七十三円	八十四円
七十二円	八十三円
七十円	八十一円
六十八円	八十円
六十六円	七十九円
六十五円	七十八円
六十三円	七十七円
六十一円	七十六円
六十円	七十五円
五十九円	七十四円
五十七円	七十三円
九百二十八円	九百五十五円
九百四円	九百四十二円
八百八十一円	九百二十八円
八百五十八円	九百十五円
八百三十六円	九百二円
八百十五円	八百八十九円
七百九十四円	八百七十六円
七百七十四円	八百六十四円
七百五十四円	八百五十一円
七百三十五円	八百四十円
七百十七円	八百二十七円
六百九十九円	八百十六円
六百八十一円	八百三円
六百六十四円	七百九十二円
六百四十八円	七百八十一円
六百三十二円	七百七十円

附則第十四条第三項及び第十五条中「附則第九条」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律平成七年法律第 号（附則第八条）」に改める。
 附則第十八条第三項を削る。
 附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。
 附則別表第一及び附則別表第二 削除
 附則別表第三を次のように改める。
 附則別表第三

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	九円	千二百七十円	百九十一円	六十七円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三百九十円	千八百七十七円	三百七十七円	百三十二円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三千五百五十円	千四百四円	五百五十七円	百九十五円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千九百二十円	千二百五十円	七百三十二円	二百五十六円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	七円	九百四十七円	九百一円	三百十六円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千六百六十円	九百三十四円	八百八十九円	三百一十一円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	八円	千三百三十三円	八百七十五円	三百四十四円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	七円	千三百三十三円	八百六十三円	三百八十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千五百五十円	千二百六十三円	八百五十一円	四百一十一円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千五百十九円	千三百九十八円	八百三十九円	四百六十六円

附則別表第五及び附則別表第六を削る。
 第二十六条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千七百八十六円	千八百七十七円	千九百六十七円	二千五百八十八円	二千四百四十八円	二千二百六十二円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千六百六十八円	千七百五十三円	千八百三十七円	千九百一十二円	二千六十二円	二千一百一十二円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千五百五十三円	千六百三十二円	千七百一十円	千七百八十九円	千八百六十四円	千九百六十四円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千四百四十一円	千五百四十四円	千七百五十八円	千六百六十六円	千七百三十三円	千八百三十二円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千三百三十一円	千三百九十九円	千四百六十六円	千五百三十三円	千六百一十一円	千六百八十五円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千三百三十三円	千三百七十九円	千四百四十六円	千五百一十二円	千五百七十九円	千六百六十二円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千二百一十八円	千二百九十九円	千三百七十五円	千四百五十七円	千五百三十九円	千六百三十七円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千四百六十六円	千二百一十七円	千三百三十七円	千四百四十四円	千五百一十一円	千六百一十四円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千五十十円	千四百六十六円	千二百一十四円	千三百五十二円	千四百六十六円	千五百九十一円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	九百七十三円	千六十七円	千七百七十七円	千三百一十一円	千四百一十八円	千五百六十九円

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百九十 七円	千五百	円千百十三	千二百三 十七円	千三百七 十六円	千五百四 十六円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	八百八十 四円	九百九十 一元	円千九十八	千二百二 十円	千三百五 十七円	千五百二 十五円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	八百七十 一元	九百七十 六円	円千八十一	円千二百二	千三百三 十七円	円千五百二
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	八百五十 八円	九百六十 二元	円千六十六	千四百八 十円	千三百十 七円	円千四百八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	八百四十 七円	九百四十 九円	円千五十一	千四百六 十円	千二百九 十九円	円千四百六
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	八百三十 五円	九百三十 五円	円千三十六	千四百五 十円	千二百八 十二円	円千四百三
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	八百二十 二元	九百二十 二元	円千二十一	千四百三 十円	千二百六 十七円	円千四百十
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	八百十一 円	九百九円	千七百	円千百十八	千二百四 十四円	円千三百九
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百九十 九円	八百九十 六円	九百九十 二元	千二百	千二百二 十六円	円千三百七
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百八十 八円	八百八十 三元	九百七十 八円	円千八十六	千二百九 十八円	円千三百五
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	九十四円	九十八円	百四円	百八円	百十三円	百十九円
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	百八十六 円	百九十五 円	二百五十 円	円二百十四	二百二十 四円	円二百三十
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	二百七十 四円	二百八十 八円	三百二 十円	円三百十六	三百二十 九円	円三百四十

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百六十円	三百七十円	三百九十円	四百十五円	四百三十円	四百五十円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百四十円	四百六十円	四百八十円	五百十二円	五百三十円	五百六十円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	四百三十円	四百六十円	四百八十円	五百五十円	五百二十円	五百五十円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	四百九十円	四百三十円	四百五十円	四百八十円	五百十二円	五百四十円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十円	四百九十円	四百三十円	四百六十円	五百円	五百三十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百五十円	三百八十円	四百十三円	四百五十円	四百八十円	五百三十円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	三百二十円	三百五十円	三百九十円	四百三十円	四百七十円	五百二十円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百二十円	三百七十円	四百十二円	四百五十円	五百十五円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百二十円	三百六十円	四百六円	四百五十円	五百八円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百二十円	三百六十円	四百六円	四百四十円	五百円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百八十円	三百二十円	三百五十円	三百九十円	四百三十円	四百九十円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百八十円	三百十七円	三百五十円	三百九十円	四百三十円	四百八十円

附則別表第三

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百七十円	三百十二円	三百四十円	三百八十円	四百二十円	四百七十円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百七十円	三百七円	三百四十円	三百七十円	四百二十円	四百七十円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百七十円	三百三円	三百三十円	三百七十円	四百十五円	四百六十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十円	三百三十円	三百六十円	四百九円	四百五十円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十円	三百二十円	三百六十円	四百三円	四百五十円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者						九百五十五円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者						九百四十二円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者						九百二十八円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者						九百十五円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者						九百二円
昭和六年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者						八百八十九円
昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者						八百九十円
昭和十二年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者						八百九十一円
昭和十六年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者						八百九十二円

附則別表第四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	五百五十円	六百二十円	六百八十円	七百六十円	八百五十円	九百五十円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	五百四十円	六百十二円	六百七十円	七百五十円	八百三十円	九百四十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	五百三十円	六百三円	六百六十円	七百四十円	八百二十円	九百二十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	五百二十円	六百九円	六百五十円	七百三十円	八百十四円	九百十五円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	五百二十円	六百八十八円	六百四十円	七百二十円	八百三円	九百二円
昭和六年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	五百十六円	八百七十円	六百四十円	七百十一円	七百九十円	八百八十八円
昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	五百十六円	八百七十円	六百四十円	七百十二円	七百九十円	八百九十円
昭和十二年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	五百十七円	八百七十円	六百四十円	七百十三円	七百九十円	八百九十円
昭和十六年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五百十七円	八百八十円	六百四十円	七百十四円	七百九十円	八百九十円

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業者年金の財政基盤の長期安定を図るための措置を講ずるとともに、農業に専従する女性の地位の明確化、若い農業者の確保、担い手農業者への農地の集積の促進等の観点から、加入者の資格、経営移譲年金の支給要件等の改善を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 年金財政の長期安定を図るため、平成二年度の制度改正により導入された経営移譲年金の給付に要する費用に係る追加国庫補助を引き続き行うとともに、保険料を段階的に引き上げること。

また、近年の農業所得の動向を踏まえ、年金額を改定すること。

2 夫とともに農業に専従し、実質的に農業経営に参画している妻について、農地等の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入資格を付与すること。

3 若い農業者の確保に資するため、後継者の加入資格要件を改善するとともに、農業の新たな担い手の確保の観点から、適格な経営移

譲の相手方として、農外からの新規参入者を位置づけること。

4 担い手農業者に対する農地の集積を促進するため、農業者年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者について、加算付経営移譲年金を支給すること。

また、加入者が経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たせず離農した場合を、離農給付金の支給対象とすること。

5 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みを創設すること。

また、障害の状態となつて経営移譲した者に対する支給の特例、経営移譲年金の支給停止要件の改善等の措置を講ずること。

6 その他、市街化区域内農地の取扱いの変更、農業者年金基金が行う融資業務の充実等、所要の措置を講ずること。

7 この法律は、平成八年四月一日から施行すること。ただし、保険料の改定等に関する規定については、平成九年一月一日から施行すること。

平成七年六月一日 衆議院會議録第三十二号

二 議案の可決理由

本案は、農業者年金事業の安定を図るとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成七年五月三十一日

農林水産委員長 中西 續介

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、農業者年金制度が今後とも農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分にその役割を發揮できるよう、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 農業構造の改善の一層の推進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて引き続き国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

と。

また、本制度への加入促進につき、格段の努力をすること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本制度の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 農地の権利名義を有しない女性への加入資格の付与については、我が国農業における女性の位置づけをふまえ、農業経営における女性の役割の明確化と個の確立に資するものとなるよう十分配慮すること。

四 後継者の加入資格要件の緩和及び新規参入者の経営移譲の相手方としての位置づけについては、他の関連対策と相まって、若い農業者の育成・確保に十分活用されるよう努めること。

五 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みについては、これが創設された趣旨にかんがみ、その周知徹底により十分活用されるよう努めること。

なお、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金については、年金財政の動向等を見極めつつ、引き続き検討すること。
右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書
術センターの設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成七年三月十七日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件

農林水産省組織令第八十七條及び第五十五條第四項の規定により、農林水産消費技術センターを設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置
仙台農林水産消費技術センター	仙台市
岡山農林水産消費技術センター	岡山市

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成二年十二月に閣議決定された「平成三年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」において、農林水産消費技術センターの配置について見直しを行うこととされたこと等を受けて、現行の六本所四支所体制を八本所体制に移行することに伴い、東京農林水産消費技術センター仙台支所及び神戸農林水産消費技術センター岡山支所をそれぞれ本所に変更することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

農林水産消費技術センターの業務を取り巻く環境、業務内容の変化等にかんがみ、その配置の適正化を図ることは、適切な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成七年五月三十一日

農林水産委員長 中西 續介

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院會議録第二十七号中正誤

ベッ 段 行 誤 正

臨 二 末 二 適切 適正

同 第二十九号中正誤

ベッ 段 行 誤 正

セ 三 四 (解雇) (解職)

ハ 一 二 (離家付託) (議案送付)

平成七年六月一日 衆議院會議録第三十二号 地方自治法第百五十八條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第三十二号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一 部 一〇二円
(配送料を含む別)	